

神戸市指定文化財等保護事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、指定文化財等の管理、修理又は保存に関する経費について、文化財保護法(昭和25年法律第214号。以下「法」という。)、兵庫県文化財保護条例(昭和39年兵庫県条例第58号。以下「県条例」という。)又は、神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する条例(平成9年3月条例第50号。以下「条例」という。)、神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する条例施行規則(令和2年3月神戸市規則第95号。以下「規則」という。)、神戸市補助金等の交付に関する規則(平成27年3月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。)に定めがあるもののほか、当該補助金の交付等に関して必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 指定文化財等

法に定める国宝、重要文化財、登録有形文化財、重要無形民俗文化財、重要有形民俗文化財、登録有形民俗文化財、登録無形民俗文化財、特別史跡、特別名勝、特別天然記念物、史跡、名勝、天然記念物、登録記念物、県条例に定める兵庫県指定重要有形文化財、兵庫県登録有形文化財、兵庫県指定重要無形文化財、兵庫県指定重要有形民俗文化財、兵庫県指定重要無形民俗文化財、兵庫県登録無形民俗文化財、兵庫県指定史跡名勝天然記念物及び、条例及び規則に定める神戸市指定有形文化財、神戸市指定無形文化財、神戸市指定有形民俗文化財、神戸市指定無形民俗文化財、神戸市指定史跡、神戸市指定名勝、神戸市指定天然記念物、神戸市選定保存技術、神戸市登録有形文化財、神戸市登録無形文化財、神戸市登録有形民俗文化財、神戸市登録無形民俗文化財、神戸市登録史跡、神戸市登録名勝、神戸市登録天然記念物、神戸市地域有形文化財、神戸市地域無形文化財、神戸市地域有形民俗文化財、神戸市地域無形民俗文化財、神戸市地域史跡、神戸市地域名勝、神戸市地域天然記念物及び神戸市歴史的建造物その他の有形の文化的所産をいう。

(2) 所有者等

指定文化財等の所有者、条例第8条に基づく管理責任者、条例第26条第2項に基づく保持者若しくは保持団体又は、条例第36条第2項に基づく保存にあたることを適当と認める者をいう。

(対象者)

第3条 補助事業の対象となる者は、第2条(2)所有者等とする。

(補助対象経費)

第4条 補助事業の対象となる経費は、所有者等が当該年度内に実施する指定文化財等の管理、修理又は保存に要する経費のうち、別表に掲げるものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内で別表に掲げる額を限度とする。

(交付申請)

第6条 申請者は、補助金規則第5条第1項に基づき補助金の交付を申請するときは、規則8条に掲げる次の書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 文化財保護事業補助金交付申請書（規則様式第7号）
- (2) 事業計画書
- (3) 収支予算書
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 申請者は、消費税法上の課税事業者である場合は、補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）に相当する額を減額して申請しなければならない。ただし、補助金の交付の申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の決定)

第7条 市長は、補助金規則第6条による補助金の交付決定を行うときは、次に掲げる書類により申請者に通知するものとする。

- (1) 文化財保護事業補助金交付決定通知書（様式第1号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、補助金規則第6条第3項による補助金の交付が不相当である旨の通知を行うときは、次に掲げる書類をもって申請者に通知するものとする。

- (1) 文化財保護事業補助金不交付決定通知書（様式第2号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

3 交付の決定を行うに当たっては、前条第2項の規定により補助金に係る消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して補助金の交付の申請がなされたものについては、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して交付の決定を行うものとする。

(補助事業の変更等)

第8条 補助事業者は、補助金規則第7条第1項第1号に掲げる承認を受けようとするときは文化財保護事業計画変更承認申請書（様式第3号）を、同第2号に掲げる承認を受けようとするときは補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めたときは、その旨を文化財保護事業計画変更承認通知書（様式第5号）又は補助事業中止（廃止）承認通知書（様式第6号）により、補助事業者に通知するものとする。

（実績報告書の提出）

第9条 補助事業者は、補助金規則第15条に基づき補助事業の実績を報告しようとするときは、規則8条に掲げる次の書類を当該補助事業の完了後、1箇月以内に市長までに提出しなければならない。

- (1) 事業完了報告書（様式第7号）
- (2) 収支決算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の実績報告書の提出の際に補助金に係る消費税等仕入控除額が明らかである場合は、これに相当する額を補助金の交付決定から控除した額を補助金額として報告しなければならない。

（交付額の確定及び精算）

第10条 市長は、補助金規則第16条による補助金の交付額の確定を行ったときは、次に掲げる書類により、速やかに補助事業者に通知するものとする。

- (1) 補助金額確定通知書（様式第8号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 前項の額の確定において、補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものであって、補助金の額の確定時において当該消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額するものとする。

3 市長は、補助金規則第16条により補助金等の交付額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、補助金規則第15条第1項による報告受理後10日以内に、期限を定めて、確定した交付額を超える部分の補助金の返還を命じるものとする。

4 補助事業者は、市長から前項の請求があったときは、期限内に市長の指定する方法で精算しなければならない。

（補助金の請求）

第11条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金請求書（様式第9

号)を前条の確定通知書を受領後ただちに市長に提出しなければならない。

2 前項の請求があったときは、市長は速やかに補助金を補助事業者に支払うものとする。

3 前項の規定にかかわらず、補助金の交付が事業完了報告書の提出後では保護事業の目的を達し得ないとき、その他市長が特に必要があると認めるときは、事業完了報告書の提出以前において、第7条の規定により決定した補助金の全部又は一部を概算払いすることができる。

4 補助金の支払いにおいて、補助事業者と異なる口座名義への振込となる場合は、補助金受領委任状(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第12条 市長は、補助金規則第19条による補助金の交付決定の全部又は一部を取消したときは、速やかに、その旨を補助金交付決定取消通知書(様式第11号)により当該補助事業者へに通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金を返還させるものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第13条 補助事業者が消費税法上の課税事業者である場合は、補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものであって、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに仕入れに係る消費税等仕入控除税額確定報告書(様式第12号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の報告書の提出があった場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年3月15日から施行する。

別表 1 (1) 国指定文化財等、県指定文化財等 保護対象事業補助基準

	種 類	補助対象事業	補助率等
国指定文化財等	有形文化財 有形民俗文化財 史跡名勝天然記念物	保存修理、復旧、防災 設備の設置・改修等	補助対象経費から国費及び県費補助額を減じた額の1/2以内 なお個人、任意団体及び地縁による団体所有の建造物、施設及び記念物については、補助対象経費から国費及び県費補助額を減じた額に別表2に定める補助率を乗じて得た額を上限とすることができる。ただし、文化環境保存区域内に存し、個人を除く営利法人以外の者による所有又は管理の建造物、施設及び記念物で、保存活用計画が認められたものについては補助対象経費から国費及び県費補助額を減じた額に別表3に定める市補助率を乗じて得た額を上限とすることができるものとする。
	無形民俗文化財	用具の修理・施設の修理・保存・継承等	補助対象経費から国費及び県費補助額を減じた額の1/2以内 なお個人、任意団体及び地縁による団体所有の施設の修理については、補助対象経費から国費及び県費補助額を減じた額に別表2に定める補助率を、乗じて得た額を上限とすることができる。
	登録有形文化財 登録有形民俗文化財 登録記念物	保存修理等に係る設計監理等	補助対象経費から国費及び県費補助額を減じた額の1/2以内 なお文化環境保存区域内に存し、営利法人以外の者による所有又は管理の建造物、施設及び記念物で、保存活用計画が認められたものについては補助対象経費から国費及び県費補助額を減じた額に別表3に定める市補助率を乗じて得た額を上限とすることができる。ただしこの場合の限度額は20,000千円
		保存修理、復旧、防災 設備の設置・改修等	文化環境保存区域内に存し、営利法人以外の者による所有又は管理の建造物、施設及び記念物で、保存活用計画が認められたものについては補助対象経費に別表3に定める市補助率を乗じて得た額を上限とすることができる。ただし限度額20,000千円

県指定文化財等	有形文化財 有形民俗文化財 史跡名勝天然記念物	保存修理、復旧、防災 設備の設置・改修等	補助対象経費から県費補助金を減じた額の1/2 以内 なお個人、任意団体及び地縁による団体所有の建造物、施設及び記念物については、補助対象経費から県費補助金を減じた額に別表2に定める市補助率を乗じて得た額を上限とすることができる。ただし、文化環境保存区域内に存し、個人を除く営利法人以外の者による所有又は管理の建造物、施設及び記念物で、保存活用計画が認められたものについては補助対象経費から県費補助額を減じた額に別表3に定める市補助率を乗じて得た額を上限とすることができる。
	無形民俗文化財	用具の修理・施設の修理・保存・継承等	補助対象経費から県費補助額を減じた額の1/2 以内 なお個人、任意団体及び地縁による団体所有の施設の修理については、補助対象経費から県費補助金を減じた額に別表2に定める市補助率を乗じて得た額を上限とすることができる
	登録有形文化財	保存修理、復旧、防災 設備の設置・改修等	補助対象経費から県費補助金を減じた額の1/6 以内 なお、文化環境保存区域内に存し、営利法人以外の者による所有又は管理の建造物、施設及び記念物で、保存活用計画が認められたものについては補助対象経費から県費補助額を減じた額に別表3に定める市補助率を乗じて得た額を上限とすることができる。ただし限度額20,000千円

(その他事項)

事業実施にあたっては、文化財保存事業費関係補助金交付要綱（昭和54年5月1日付け文化庁長官裁定）その他関係規定を準用する。

別表 1 (2)

神戸市指定文化財等 保護対象事業補助基準

種 類	補助対象事業	指 定	登 録	認 定 地域文化財	選 定
有形文化財 有形民俗文化財 記念物	修理、復旧、防 災設備の設置・ 改修	補助対象経費の 2/3以内 なお個人、任意 団体及び地縁に よる団体所有又 は管理する建造 物、施設及び記 念物については 補助対象経費に 別表2の市補助 率を乗じた額を 上限とすること ができる。ただ し、文化環境保 存区域内に存 し、個人を除く 営利法人以外の 者による所有又 は管理の建造 物、施設及び記 念物で、保存活 用計画が認めら れたものについ ては別表3の市 補助率を乗じた 額を上限とす ることができる。 ただし限度額 100,000千円	(有形文化財、 有形民俗文化財 の茅葺屋根の修 理、茅葺建物の 防災設備の設 置・改修のみ) 補助対象経費の 1/2以内ただ し、限度額5,000 千円 なお、文化環境 保存区域内に存 し、営利法人以 外の者による所 有又は管理の建 造物、施設及び 記念物で、保存 活用計画が認め られたものにつ いては別表3の 市補助率を乗じ た額を上限とす ることができる。 ただしこの 場合の限度額 20,000千円	補助対象経費 の1/2以内 ただし限度額 300千円	_____
	維持・管理	茅葺民家の消防 設備点検 全額	_____	年間50千円以 内	_____
無形民俗文化財	用具等の修理、 新調	補助対象経費の1/2以内 ただし限度額500千円	_____	補助対象経費 の 1/2以内 ただし限度額 300千円	_____
	保存・継承	年間100千円以内(登録後、6年未満の団体) 年間50千円以内(登録後、6年以上の団体)	_____	_____	_____
無形文化財 選定保存技術	保存・継承	_____	_____	_____	_____
歴史的建造物等	修理、復旧、防 災設備の設置・ 改修	_____	_____	_____	補助対象経費 の1/2以内 なお、文化環境 保存区域内に 存し、営利法人 以外の者によ る所有又は管 理の建造物及 び記念物で、保 存活用計画が 認められたも のについては 別表3の市補 助率を乗じた 額を上限とす ることができる。 ただし、限 度額 75,000千円

別表 2

個人、任意団体及び地縁による団体の所有又は管理する指定文化財に対する補助基準

指定有形文化財の建造物、指定有形民俗文化財の施設及び指定記念物のうち、個人、任意団体及び地縁による団体の所有又は管理する文化財の修理、復旧、防災設備の設置及び改修等にかかる事業補助金、並びに国及び県の指定無形民俗文化財の施設のうち、個人、任意団体及び地縁による団体の所有又は管理する施設の修理等にかかる事業補助金の補助率を下表のとおりとする（ただし予算の範囲内。市指定文化財については1億円を限度とする）。

なお、文化環境保存区域内に存し、任意団体及び地縁による団体の所有又は管理する建造物、施設及び記念物で保存活用計画が認められたものについては別表3によるものとする。

	事業規模指数		市補助率
		0.1 未満	
個人所有	0.1 以上	0.2 未満	85.0%
	0.2 以上	0.3 未満	86.7%
	0.3 以上	0.6 未満	88.3%
	0.6 以上	1.5 未満	90.0%
	1.5 以上	3.5 未満	91.7%
	3.5 以上	10.0 未満	93.3%
	10.0 以上		95.0%
	任意団体及び地縁による団体による所有又は管理		

$$\text{事業規模指数} = \frac{\text{（補助対象経費／当該補助事業の施工年度数）}}{\text{当該補助事業者の財政規模}}$$

(ア) 当該補助事業の施工年度数

市の会計年度に基づき全工期（事業期間）の年度数

ただし、建造物の修理事業の場合は全工期（事業期間）の月数を12カ月で除した数を年度数とし、小数点以下の数字は1年度とする

(イ) 当該補助事業者の財政規模

- ・法人の場合 申請書提出日の属する会計年度の前年度以前3会計年度の平均収入額
ただし、申請書提出日に前年度の収入額が未確定の場合は前々年度以

前3会計年度の平均収入額

- ・個人の場合 前年分の収入額。ただし、申請書提出日に前年分の収入額が未確定の場合は前々年分の収入額

※申請にあたっては、法人については申請書を提出した日の属する会計年度の前年度以前3会計年度分の（前年度の額が未確定の場合は前々年度以前3会計年度分の）、個人については申請書を提出した日の属する前年分の（前年分の額が未確定の場合は前々年分の）総所得金額を明らかにした書類を添付することとする。

別表3（1）

文化環境保存区域内における指定文化財の補助基準

文化環境保存区域内に存し、個人を除く営利法人以外の者が所有又は管理する指定有形文化財の建造物、指定有形民俗文化財の施設及び指定記念物のうち、保存活用計画の認められたものに関する修理、復旧、防災設備の設置・改修にかかる事業補助金の補助率を事業規模指数に応じ、下表のとおりとする（ただし予算の範囲内で、1億円を限度とする）。

所有者等	事業規模指数		市補助率
	3.5未満		別表1（1）（2）補助率
	3.5以上	10.0未満	83.3%
	10.0以上		95.0%

事業規模指数の算出方法及び添付する書類は別表2に準じる

別表3（2）

文化環境保存区域内における国登録有形文化財の保存修理等に係る設計監理等に関する補助基準

文化環境保存区域内に存し、個人を除く営利法人以外の者が所有又は管理する国登録有形文化財の建造物、登録有形民俗文化財の施設及び登録記念物のうち、保存活用計画の認められたものについて保存修理等に係る設計監理等に関する事業補助金の補助率を事業規模指数に応じ、下表のとおりとする（ただし予算の範囲内で、2,000万円を限度とする）。

所有者等	事業規模指数	市補助率
	10.0 未満	50.0%
	10.0 以上	60.0%

事業規模指数の算出方法及び添付する書類は別表 2 に準じる

別表 3 (3)

文化環境保存区域内における兵庫県登録有形文化財の補助基準

文化環境保存区域内に存し、個人を除く営利法人以外の者が所有又は管理する兵庫県登録有形文化財の建造物で、保存活用計画の認められたものに関する修理、復旧、防災設備の設置・改修にかかる事業補助金の補助率を事業規模指数に応じ、下表のとおりとする（ただし予算の範囲内で、2,000 万円を限度とする）。

所有者等	事業規模指数	市補助率
	3.5 未満	40.0%
	3.5 以上 10.0 未満	58.0%
	10.0 以上	76.0%

事業規模指数の算出方法及び添付する書類は別表 2 に準じる

別表 3 (4)

文化環境保存区域内における国登録文化財、神戸市登録文化財及び歴史的建造物の補助基準

文化環境保存区域内に存し、個人を除く営利法人以外の者が所有又は管理する国登録文化財・神戸市登録有形文化財の建造物、神戸市登録有形民俗文化財の施設、登録記念物及び歴史的建造物で、保存活用計画の認められたものに関する修理、復旧、防災設備の設置・改修にかかる事業補助金の補助率を事業規模指数に応じ、下表のとおりとする（ただし予算の範囲内で、歴史的建造物は 7,500 万円そのほかは 2,000 万円を限度とする）。

所有者等	事業規模指数	市補助率
	3.5 未満	50.0%
	3.5 以上 10.0 未満	65.0%
	10.0 以上	80.0%

事業規模指数の算出方法及び添付する書類は別表 2 に準じる

（ 公 印 省 略 ）
第 号
年 月 日

様

神 戸 市 長

文化財保護事業補助金交付決定通知書

年 月 日に申請のありました文化財保護事業補助金の交付については、神戸市指定文化財等保護事業補助金交付要綱第7条の規定により次のとおり決定しましたので、通知します。

1 補助金額 円

2 交付条件

- (1) この補助金の対象となる事業は、年 月 日に申請のありました年度 事業とし、その内容及び補助事業の経費の配分は申請のとおりとします。
- (2) 補助事業の内容又は経費を変更しようとする場合は、あらかじめ、市長の承認を受けることが必要です。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに、市長の承認を受けることが必要です。
- (4) 補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合、完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに、市長に報告し、その指示を受けることが必要です。
- (5) 市長は、補助事業の執行の適正を期するため、必要な検査及び指示をすることがあります。

(6) この補助金に係る実績報告は、事業完了の日から起算して 30 日を経過した日、又は当該補助事業が完了した日の属する年度の翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い期日までに行わなければなりません。

(7) この補助金は、実績報告が提出された後、清算します。

(8) 補助事業の対象物件は、市長の承認を受けずに補助金交付の目的に反して使用し、又は処分してはなりません。

なお、市長の承認を受けて当該物件を処分したことにより収入があったときは、その収入の全部又は一部を市長の定めるところにより市に納付させることがあります。

(9) 当該物件は、補助事業完了後においても善良なる管理者の注意を持って管理するとともに、その効率的運営を図らなければなりません。

(10) 補助事業に係る収入及び支出を明確にした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を当該補助事業の完了の日の属する市の会計年度の翌年度から 5 年間保管しておかなければなりません。

(11) 関係法令及び交付決定の内容並びに条件及び市長の命令又は指示に違反した場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、又はすでに交付した補助金の全部又は一部の返還を期限を付して命ずることがあります。

(12) この補助金の交付の決定の内容、又はこれに付された条件に不服がある場合は、この通知書を受理した日から 10 日以内に文書をもって取り下げることができます。

（ 公 印 省 略 ）
第 号
年 月 日

様

神戸市長

文化財保護事業補助金不交付決定通知書

年 月 日に申請のありました文化財保護事業については、下記の理由により不交付とすることに決定したので通知します。

記

1 不交付とした理由

様式第4号（第8条関係）

年 月 日

神戸市長

あて

申請者 住 所
氏 名
電話番号

補助事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付 第 号をもって交付決定のあった下記事業について、次のとおり中止（廃止）したいので、承認願いたく申請します。

記

補助事業の名称	
中止（廃止）の理由	
中止（廃止）の期日（期間）	年 月 日（から 年 月 日までの間）

（公印省略）
第 号
年 月 日

様

神戸市長

文化財保護事業計画変更承認通知書

年 月 日付 第 号で交付決定いたしました文化財保護事業補助事業については、年 月 日付で提出されました文化財保護事業計画変更承認申請書に基づき、計画変更を次のとおり承認いたしますので、通知いたします。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 事業の所在地
- 3 計画変更の理由

4 計画変更の内容

5 補助金の交付決定額及び変更承認額

交付決定額 ￥

変更承認額 ￥

（公印省略）
第 号
年 月 日

様

神戸市長

補助事業中止（廃止）承認通知書

年 月 日付 第 号で中止（廃止）申請のあった下記事業について、次のとおり承認することに決定したので通知します。

記

補助事業の名称	
交付決定日・番号	年 月 日付 第 号
中止（廃止）の期日（期間）	年 月 日（から 年 月 日までの間）

年 月 日

神戸市長

あて

補助事業者 住 所
氏 名
電話番号

事業完了報告書

年 月 日付 第 号により補助金の交付の決定を受けました文化財保護事業の実績について、神戸市指定文化財等保護事業補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の交付に係る文化財の名称及び所在地

名 称

所在地

2. 補助事業の実施期間

事業の着手 年 月 日

事業の完了 年 月 日

3. 補助事業の実施の方法

4. 補助金の交付決定金及び精算額

交付決定額 円

精 算 額 円

様式第 8 号 (第 10 条関係)

(公 印 省 略)
第 号
年 月 日

様

神 戸 市 長

補助金額確定通知書

年 月 日付 第 号で交付決定のあった下記事業について、補助金額を確定したので通知します。

記

補助事業の名称	
補助金の確定額	円
特記事項	

様式第9号（第11条関係）

補助金請求書

請求金額	円
補助事業の名称	

上記のとおり、補助金を交付されたく請求します。

年 月 日

神戸市長 あて

住所
補助事業者 氏名
電話番号

（添付書類）

・振込先口座

金融機関名	銀行	支店	
預金種目	1. 普通	2. 当座	その他（ ）
口座番号			
口座名義			

（注）口座名義は、補助事業者等と同一の名義であること。

口座名義が異なる口座への振込となる場合は、補助金等受領委任状（様式第10号）を提出すること。

様式第 10 号 (第 11 条関係)

補助金受領委任状

年 月 日

神戸市長 あて

(委任者) 住 所
氏 名 印
電話番号

私は、下記 1 の受任者を代理人と定め、下記 2 の補助事業に係る補助金 (下記 3) の金額の受領を委任します。

記

1 受任者

住 所		印
団 体 名		
代表者名		

2 補助事業の名称

3 受領委任する金額

金 _____ 円

4 振込先口座

金融機関名	銀行	支店	
預金種目	1. 普通	2. 当座	その他 ()
口座番号			
口座名義			

(公 印 省 略)
第 号
年 月 日

様

神 戸 市 長

補助金交付決定取消通知書

年 月 日付 第 号で交付決定した下記事業については、
次のとおり交付決定を取消したので通知します。

記

補助事業の名称	
補助金の額	円
取消しの理由	

年 月 日

神戸市長 あて

住 所
氏 名
電話番号

平成 年度消費税等仕入控除税額確定報告書

年 月 日付 第 号により交付決定通知があった文化財保護事業補助金について、神戸市指定文化財等保護事業補助金交付要綱第 13 条第 1 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- | | | | |
|---|-----------------------------------|---|---|
| 1 | 補助事業の名称 | | |
| 2 | 補助金額（補助金交付要綱第 10 条による額の確定額） | 金 | 円 |
| 3 | 補助金の確定時における補助金に係る消費税等仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 | 消費税及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税等仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 5 | 補助金返還相当額（ 4 － 3 ） | 金 | 円 |